

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項（2024 年度）

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
慶應義塾大学法科大学院	2022 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点・基礎要件	<認証評価時の状況>	<変更後>
教育課程・学習成果、 学生	<p>2-2 学生による履修が段階的かつ体系的に行えるよう、下記の点を踏まえた適切な教育課程を編成しているか。</p> <p>(1) 授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目など適切に分類していること。</p> <p>(2) 法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり授業科目をバランスよく開設していること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(3) 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないようにするなど、適切な配慮を行っていること（「専門院」第20条の3）。</p> <p>(4) 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫していること。</p> <p>(5) 在学中の司法試験の受験資格取得を希望する学生に対応するカリキュラム編成につい</p>	<p>科目群ごとの開設科目数は、法律基本科目必修科目のうち民事系 16 科目、法律基本科目の選択科目として 5 科目、展開・先端科目 174 科目となっていた。</p>	<p>2023 年度は、科目の入れ替えを行い、法律基本科目必修科目のうち民事系 17 科目、法律基本科目の選択科目として 6 科目、展開・先端科目 173 科目を設置している。</p>

<p>て工夫していること（「文科省事務連絡」）。</p> <p>評価の視点2-13 組織的な教育課程・方法等の改善・向上を図っていること（FD活動）。そのために、学生や修了生の意見を聴取し、司法試験の合格状況、標準修了年限修了者数及び修了率に関する情報、修了者の進路、修了生や学生の意見を把握・分析し、学位授与方針に示した学習成果を検証し、その結果を活用していること（「専門院」第11条、「大学院」第14条の3）。</p> <p>基礎要件データ表7 司法試験の合格状況を把握し、教育成果を検証していること（「平成22年9月16日文科省決定」）。</p>	<p>過去5年間において、合格率が全国平均の2分の1未満となった年はない。</p>	<p>2023年度の司法試験合格者数（合格率）は186名（60.0%）となっている。</p>
<p>評価の視点2-14 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜を適切かつ公正に実施していること（「専門院」第20条、「連携法」第2条）。</p>	<p>法学既修者コースの入学者選抜において、法曹コースを置かない大学の学部在籍する早期卒業予定者に対する受験機会の確保のため、経過措置として、一般選抜入試に、3年生3科目型（募集定員若干名）を設けていた。</p> <p>2022年度においては、実質競争倍率が法学既修者コースでは2.8倍、法学未修者コースでは2.7倍であった。</p>	<p>特別選抜の開始に伴う経過措置として実施していた3年生3科目型の一般選抜入試について、当初の予定通り2022年度をもって終了した。</p> <p>2023年度においては、実質競争倍率が法学既修者コースでは2.9倍、法学未修者コースでは3.4倍となっている。</p>
<p>評価の視点2-15 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること（「大学院」</p>	<p>2022年度における入学定員に対する入学者数比率は0.74、収容定員に対する在籍学生数比率は0.71であった。</p>	<p>2023年度においては、入学定員に対する入学者数比率は0.85、収容定員に対する在籍学生数比率は0.80となっている。</p>

	第10条)。また、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等を設け、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置を適切に講じていること。		
教員・教員組織	基礎要件データ表9 法令上必要とされる人数の専任教員が配置されていること（「専門院」第4条、「告示第53号」第1条）。  基礎要件データ表15 専任教員のなかに他の学部又は研究科においても専任教員として取り扱われる（ダブルカウントされる）者がいる場合には、その人数及び期間が法令上の規定に則したものであること（「専門院」第5条、「告示第53号」第1条）。	2022年5月1日時点における専任教員数は45名であり、必要人数である44名を上回っていた。また、この45名はいずれも1専攻に限り専任教員として取り扱われていた。	2023年5月1日時点における専任教員数は45名であり、必要人数である44名を満たしている。また、この45名はいずれも1専攻に限り専任教員として取り扱われている。
	基礎要件データ表10 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が教授で構成されていること（「告示第53号」第1条）。	2022年5月1日時点においては、専任教員のうち43名が教授であり、全体の半数以上を占めていた。	2023年5月1日時点において、専任教員のうち42名が教授であり、全体の半数以上を占めている。
	基礎要件データ表11 専任教員に占める実務家教員の割合がおおむね2割以上であること（「告示第53号」第2条）。 実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有するとともに、高度の実務能力を有すること（「告示第53号」第2条）。	2022年5月1日時点における実務家教員数は18名であり、法令上の基準を満たしていた。	2023年5月1日時点における実務家教員数は18名であり、法令上の基準を満たしている。
	基礎要件データ表16 各科目に関して専任教員を適切に配置していること（「文部科学省通知」）。	2022年5月1日時点においては、公法系3名（憲法2名、行政法1名）、刑事系12名（刑法5名、刑事訴訟法7名）及び	2023年5月1日時点においては、公法系3名（憲法2名、行政法1名）、刑事系10名（刑法5名、刑事訴訟法5名）及び

		<p>民事系 22 名（民法 9 名、商法 7 名、民事訴訟法 6 名）の専任教員が配置されていた。</p> <p>認証評価の時点においては、法律基本科目の 90.0%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の 25.3%を専任教員が担当していた。</p>	<p>民事系 20 名（民法 8 名、商法 6 名、民事訴訟法 6 名）の専任教員が配置されている。なお、2024 年 5 月 1 日時点においては、公法系は 5 名（憲法 3 名、行政法 2 名）である。</p> <p>2023 年度においては、法律基本科目の 89.6%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の 27.6%を専任教員が担当している。</p>
--	--	---	--